

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キルギス	地方小児医療機材整備計画のため の贈与に関する日本国政府と キルギス共和国政府との交 換公文	地方小児医療機材整備計画を実施するに必要 な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	399,000千円 H17.1.15まで	H16.1.16 ビシュケ クで (同日)	日本側 角崎利夫在キルギ ス大使 エミルラソ キルギス側 ザーエフ財務省 トロミル 第一次官	H16.7.22 374号
キルギス	国営放送局番組制作機材整備計 画のための贈与に関する日本国 政府とキルギス共和国政府との 間の交換公文	国営放送局番組制作機材整備計画を実施するに 必要 な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	681,000千円 H18.1.13まで	H17.1.14 ビシュケ クで (同日)	日本側 角崎利夫在キルギ ス大使 ボロト・ア キルギス側 ビルダエフ財務大臣	H17.7.26 689号
キルギス	食糧増産援助に関する日本国政 府とキルギス共和国政府との 交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資並びにそ の輸送及び調達に必要な役務の供与	200,000千円 H17.3.31まで	H17.2.28 ビシュケ クで (同日)	日本側 角崎利夫在キルギ ス大使 キルギス側 ビルダエフ財務大臣	H17.6.22 474号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。